



2026年6月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー ニ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 工 藤 智 昭
(コード番号：6562 東証グロース)
問 合 せ 先 管 理 部 部 長 佐 藤 直 樹
(TEL. 03-5909-8177)

第16回定時株主総会第3号議案に対する修正動議の提案 及び第4号議案の撤回についてのお知らせ

当社は、2026年6月30日開催予定の第16回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、株主である当社代表取締役工藤智昭氏から、第3号議案「監査役3名選任の件」の修正動議（以下「本修正動議」といいます。）を提出する予定である旨の連絡を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、本修正動議に伴い、本日開催の取締役会において、本定時株主総会に付議予定の第4号議案「補欠の監査役1名選任の件」を撤回すること（以下「本議案撤回」といいます。）を決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 本修正動議について

(1) 本修正動議の内容

第3号議案「監査役3名選任の件」に関し、候補者であった佐々木義孝氏（以下「佐々木氏」といいます。）に代わり、以下の者を候補者とする。

さわ の まさ ちか 澤 野 正 周	新 任
-----------------------	-----

(2) 本修正動議の理由

監査役会設置会社においては、監査役のうち「半数以上は社外監査役」であることが法定されているところ（会社法第335条第3項）、第3号議案における監査役候補者3名のうち、佐々木氏、轟幸夫氏の2名については、10年間当該会社の取締役であったことがないという社外監査役の要件（会社法第2条16号）に該当せず、会社法上の要件を充足しないことが判明いたしました。

そこで、監査役候補者と協議の上、社外監査役の要件を充足しない2名のうち、佐々木氏にご辞退をいただき、代わりに、社外監査役の要件を充足する澤野正周氏（以下「澤野氏」といいます。）を新たな監査役候補者とするので、上記法定要件を充足させようとするものであります。

(3) 本修正動議への対応

本修正動議につきましては、既に発送済みの招集通知の修正は行わず、当日株主総会受付にて

候補者略歴等を記載した本プレスリリースを配付の上、株主総会において本修正動議が提出された後にその賛否を諮らせていただきます。

本修正動議が発議され、修正議案に対する賛否を諮ることとなった場合、事前に行使された議決権につきましては、第3号議案「監査役3名選任の件」のうち佐々木氏の選任に対する議決権行使については、以下の取扱いとなります。従いまして、このような自動的な扱いがなされることが意に沿わず、改めて議決権を行使されたい株主の方は、当日本定時株主総会にご出席のうえ決議にご参加くださいますようお願い申し上げます。

- ①佐々木氏の選任に「賛成」の議決権行使…修正議案に対し「反対」として取り扱う。
- ②佐々木氏の選任に「反対」の議決権行使…修正議案に対し「棄権」として取り扱う。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

(4) 本修正動議によって新たな監査役候補者となる者の略歴等

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 普通株式の数
さわのまさちか 澤野正周 (1972年8月6日)	1996年4月 大倉商事株式会社 入社 1999年1月 日本ルーセント・テクノロジー株式会社 入社 2001年10月 日本アルカテル株式会社 入社 2004年2月 スキャデン・アープス法律事務所 入所 2011年10月 アマゾンジャパン合同会社 入社 2017年4月 Twitter Japan 株式会社(現 X Corp. Japan 株式会社)入社 2018年11月 楠・岩崎・澤野法律事務所 入所 代表弁護士(現任)	一株

- (注)1. 澤野氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2. 澤野氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合には社外監査役となる見込みです。
 - 3. 澤野氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士としての専門知識及び経験等を有しております。同氏が社外監査役に就任した場合には、その高度な知見に基づき、経営全般の監視及び有効な助言をいただけるものと考えております。
 - 4. 当社は、澤野氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2026年7月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、役員等がその職務の執行に

関し損害賠償責任を負うことによって生ずる損害等が填補されることとなります。澤野氏が社外監査役に就任した場合には、同氏も本契約の被保険者となる予定であります。

6. 澤野氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

2. 議案撤回について

(1) 撤回する議案

第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

(2) 撤回する理由

本修正動議が承認可決され、澤野氏が監査役に選任された場合、補欠監査役の候補者が不在となるため、本日開催の取締役会において、第4号議案「補欠の監査役1名選任の件」を撤回することを決議いたしました。

以上